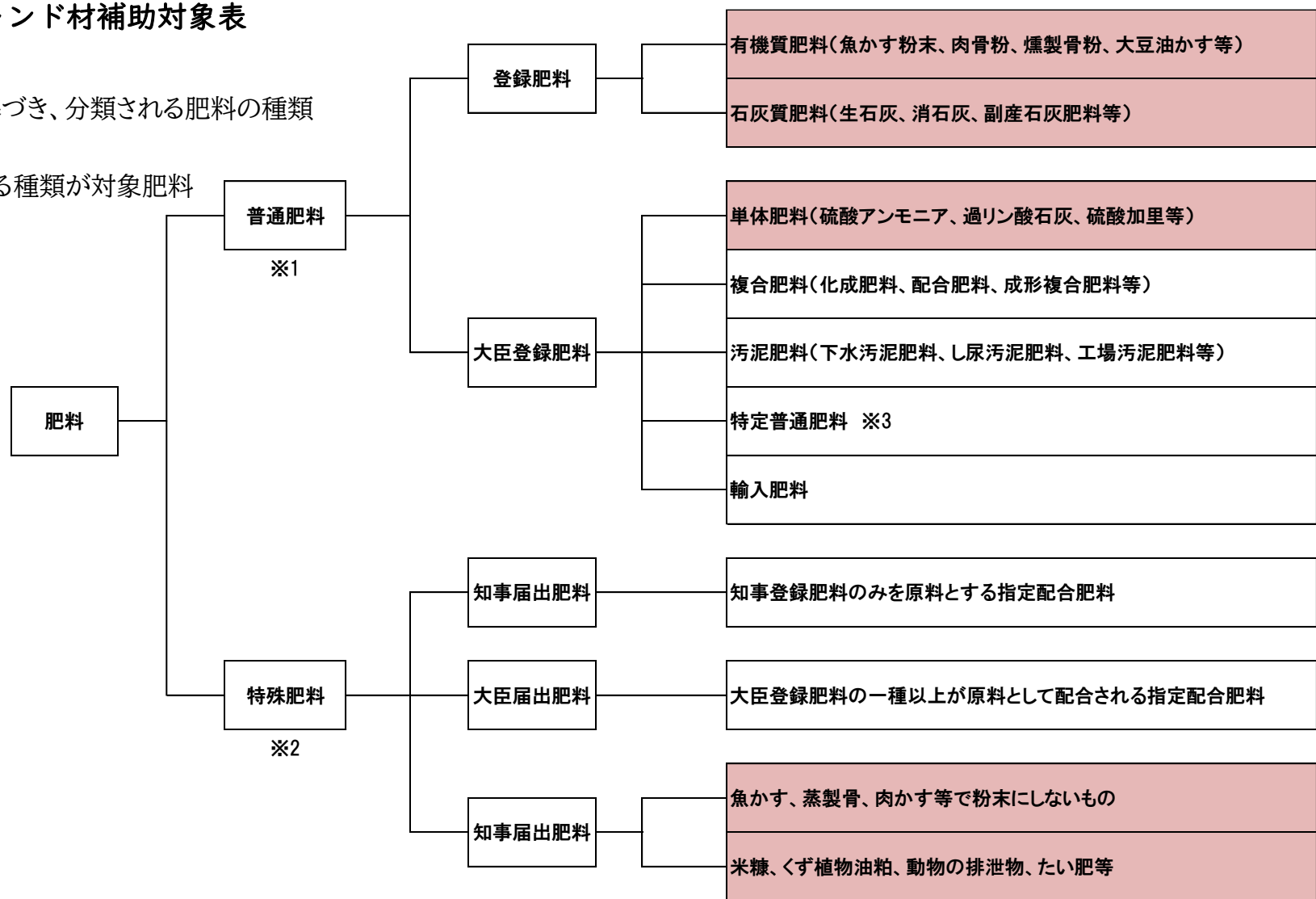


有機肥料ブレンド材補助対象表

肥料取締法に基づき、分類される肥料の種類

※色塗りしてある種類が対象肥料



普通肥料※1

特殊配合以外の肥料であって、汚泥肥料を除き有効成分等について公定規格等が設けられるもの

特殊肥料※2

農林水産大臣が指定する肥料であって、有効成分について規定がないもの

特定普通肥料※3

含有している成分である物質が植物に残留する性質からみて、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料